

## 第11回人権救済条例見直し検討委員会議事録

### 1 日時等

- (1) 開催日時 平成19年3月23日(金)午後1時30分から4時まで
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 永山会長、相澤委員、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員  
鳥取県身体障害者福祉協会、(社)鳥取県視覚障害者福祉協会、鳥取県腎友会、日本筋ジストロフィー協会鳥取県支部、鳥取県精神障害者家族会連合会、(社)日本自閉症協会鳥取県支部、鳥取県手をつなぐ育成会  
瀧山総務部長、柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

### (4) 議 事

- ア 人権救済制度(障害のある方の人権問題)の状況について
- イ 次回の開催等について

### (5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約5人

## 2 議 事

### (1) 人権救済制度(障害のある方の人権問題)の状況について

(会長)本日は障害のある方の人権問題について検討することとしている。まず出席者の方々から、人権救済条例の必要性の有無、その理由を実際の事例をあげて説明いただきたい。

相談員としては差別、人権侵害を受けたという具体的な相談は受けていないが、例えば小学校では障害児のことを「ガイジ」と呼んでのからかいがなされている。障害という文字自体「さしさわり・がい」と書き、国語辞典では「じゃま・さまたげ」と説明されている。障害者すなわち「じゃまもの」と呼ばれこれは差別用語であるし、障害児は障害物と同じ扱いをされている。発言する児童に悪意はなくても、学校の適切な指導が必要である。

障害者は就職が困難である。仕事があっても遠距離通勤は困難なため職場の近くに住もうとすると、障害者には貸さないという家主がいる。家主は貸さない理由をはっきり説明せず、障害によっては一般住宅で生活できるにもかかわらず、ただ身体障害者であるという理由で断られる。

明白な差別を受けなくても差別をおそれ家の中に閉じこもっている障害者は多い。特に家庭内での差別言動がある。じゃまになるから、外に出るとよその人に迷惑をかけるから、部屋でじっとしていなさいと言われる。このように自由に社会に出ることができない者も、条例で救済されるとなれば、外に出かける助けにもなる。条例の内容については検討する余地があるとしても、まず条例を施行し障害者が安心して暮らせるようにしてほしい。

現在県内には1,200余人の腎臓機能障害の患者がいる。患者にとっての人権の問題の中で一番大きいものは就労である。人工透析は周囲の人たちに正しく理解されていないことが多い。透析のための休暇が必要なため雇用されにくい。就労していても職場から理解が得られず、休みをとると怠慢だと言われたりする。よって障害を隠しながら仕事をする人もいる。

透析がなければ生きられないにもかかわらず、医師不足から透析をやめるといふ病院も出てきている。医療がそういう状態であるのは大きな問題。

人権救済条例がなくても生活していけるのが望ましいが、職場に理解がなく就労が困難というのが実態。しかし条例により結果的に就職できて、妬みを受けかえって差別されるという心配もある。

昔は目が見えない人は火事を起こすから部屋を貸さないというようなことがあったが、最近はそういう事例は聞かない。しかし聞かなくなったから事例がないとは言いきれない。実際は様々なケースがあると思う。

加害者に悪意のない、単に気づかないだけの事例もある。買い物に1人で行った場合に周囲にほっておかれることがあるが、悪意はなくとも障害への理解は足りない。しかし、そういった心の問題に条例がどこまで踏み込めるのか判断は難しいと思う。

国連で障害者の権利条約も採択され、千葉県では障害者の条例ができたと聞く。一般の人権救済条例とは違う、差別のない社会をつくるための条例が必要ではないかと思う。

自分は手も足も全く動かない。徐々に障害が進行していったため元気があったときと障害者になったとき、世の中の自分を見る目、人々の自分に対する感覚がどう変わってきたかを直接感じてきた。

入院当日、看護職員からなぜ施設に入らないのかと言われ、職員の意識には重度障害者は施設に入るのが当然ということかと思ひ絶句した。

障害者が入居できる公営住宅に入居したときに、行政は理解を示さない地域の住人に対し、迷惑はかけないので造らせてほしいと頼み込んで建てたと聞きショックを受けた。

また、手も足も動かないので一斉清掃の草取りに参加できないことについて、理解のない住人から「お金さえ払えばいいのか。」とか「ヘルパーに代わりに出してもらえ。」と言われた。これらの発言は、自分が元気であればそうではないが、障害者にとっては大きなショックとなる。

こういう事例が条例によってすべての県民に伝えられ啓発につながる事が一番重要である。

自閉症の障害者はコミュニケーションや他人との関わりが円滑に行えないため、地域でトラブルが起きることが多い。障害に対する家族の感じ方も様々であるが、障害を理解してほしいと強く思う。

社会生活でのトラブルなどを調整してくれる人、コーディネートしてくれる人がいてほしい。そこでお互いが理解されることが一番望ましい。

訴えるとか、公表してもらおうということではなく、人々に障害のことを理解してほしい、そのためによく啓発してほしいということが私たちの願いなので、それになう内容を条例に盛り込み実施してほしい。

何が人権侵害、差別になるのかが曖昧なまま条例を施行されると禁止される内容の判断基準がわからない。千葉県の障害者条例は当事者団体を巻き込んで県民が作り上げ、内容もわかりやすく定義も詳しく書いてあるので条例の内容を私たちも理解でき身近に感じる。

言葉ではっきり定義付けをした上でそれを啓発活動に取り入れる、県が周知するという努力をしてほしい。

会の中で話をしたところ、条例は概ね必要という意見が多かった。

また、意見の中には日常に多くある差別・偏見の事案を全て訴えていくことは、本当に差別をなくすことにつながるのかという意見もあった。しかし、つい先月も知的障害者施設の施設長が入所者に暴行し有罪とされたという報道もあり、表面化しないが、似たような事態が起きているとも聞く。また、自立支援法が施行され形の上では施設と入所者は対等とされているが実際はそうではなく、入所者の親は子を預かってもらっている弱い立場にある。こういった現実を考えると、中身に問題はあっても条例自体は必要という結論に至った。

先ほど手をつなく育成会が紹介された事例は精神障害者の場合も同じである。入院して患者が混迷状態やパニック状態になると保護室に入れられる。向精神薬を飲むととても喉が渇くためたびたび水を求め

ると「あなたのために私はここに勤務しているわけではない」という看護職員もいる。

中には暴力を受けてアザをつくった患者もいる。

精神障害者が退院して地域に帰ったときにどう受け入れられるかという問題がある。地域の中には精神障害者のことを「気ちがい」と呼ぶ人がいる。親の目の前で聞き捨てならない発言をされる。そのため表には出ないという家族がいる。人として生まれた以上人間らしく生きる権利がある。当事者も家族もいろいろな場面で訴えかけている。これらの権利を訴えていくためにも人権条例はあっていいのではないか。

精神障害者の人権について一番遅れているのは啓発である。自立支援法で障害は3障害一緒の位置づけがされたが、精神障害は取り残されている。

精神障害者は病気を隠して就労すると精神的なバランスを崩し仕事が続けられなくなることが多い。もっと適切な支援があればよいが足りない。

学校でも現在十分な支援体制がとられていない。障害の特性に合わせた教育の支援がされていない。施設内は知的障害と同じく密室の状態である。いかに風を入れるかということが必要だが職員に対する人権研修も十分にできていない。人権に配慮した処遇がされていない。施設利用者は自己選択、自己決定の体験が少なく、求められても何をしたいかがわからない。啓発のために条例は必要である。条例の起案段階に人権尊重の社会づくり協議会（人権救済制度検討委員会）において議論されたことがこの委員会では充分議論されていないと感じる。

法的な整合性の検討がされているようだが、当事者の立場との摺り合わせが不十分である。法律で救済できない差別はたくさんあり、救済していく必要がある。

当事者は蚊帳の外に置かれているという実態が一般の住民には理解されていない。障害者に対する一般の人の認識がどう変わっていくのか、それによって社会がどう変わるのかを考えていくことが重要。多くの方から啓発が遅れているという意見があったが、なぜ遅れているのかを真剣に考える必要がある。例えば利潤を目的とし厳しい競争をしている小規模企業はなかなか障害者を雇用できない。障害者を雇用することを強制しても問題は解決せず、企業側を啓発していくことが必要。

障害者を社会的に対等な形で受け入れるための総合的な施策が不足している。施策が不足しているまま罰則などを含んだ強権的な条例をつくってもそれが機能するか疑問。

出席者の方の間には条例をどうしても施行してほしいという意見もあったが、問題は条例の作り方である。包括的な施策を実施しないまま条例を作り、市民間に行政が介入した場合、逆に啓発などを阻害することにつながる。

今の条例を廃止し、新しいものを1から積み上げていくということが出席者の要望にかなうことになる。千葉県の条例は具体的な差別の内容が書かれ、基本的に差別の禁止条例であるが、鳥取県の条例は差別の内容も書かれていなく差別の禁止条例ではない。

出席者に「救済」と「差別の禁止」のどちらを望むか。条例が提案されたときに意見を出されなかった理由は何か。例えば条例案が提案されたときに意見を出されなかった理由は何であろうか。例えば条例が成立したことを知らなかったなどの情報不足が原因であるか。質問する。

精神障害者についてはまず障害を理解してもらうことが重要と考え啓発の活動をしている。

このたびの聞き取りに当たって会員間で条例について意見を交わしたが、条例をつくっても機能しないという意見と、それでも条例は必要だとする意見が対立した。

千葉県は当事者が活動して県を動かすことで条例ができた。出席者の方々はなぜそのような活動をしないのか。行政に支援を要望するだけで行政が取り組んでくれるのを待つだけのように見える。

厳しい差別の実態があり、差別される側に問題があり自助努力が足りないという意見は間違っている。

差別をする人がいるから差別事象があることを踏まえた上で人権救済条例を検討すべき。千葉県の条例もそうであるし鳥取県の条例もそれを目指してつくられたもの。

現在、条例の見直しのため当事者との話し合いが始まったところであり、当事者には今後十分に意見を出していただき、その意見を踏まえて条例を検討していければいい条例ができる。

(会長)当事者は個別問題の解決のための啓発や活動を常に制度を踏まえながら行うことは少なく、条例に対しての意見を求められてもすぐに答えるのは困難。また、当事者ゆえに賛成、反対とは答えにくい部分もある。

現条例では事実の確認まで十分に踏み込まなかったからこそ条例の問題が整理されず、人権というものが抽象的になってしまったので、この点を反省し、具体的な話をうかがいながら検討を積み重ねていきたい。

事務局には早い段階で当事者の意見を聞いてほしいと要望したが、相談機関からの聞き取りを先に行われた。

条例をご破算にするという意見があったがとんでもないこと。これまで委員会で10回以上議論を積み上げられてきており、その先には条例が成立すると期待している。

当事者、その親は、地域の中で懸命に差別に立ち向かっている。生活していくための現実には厳しく、その解決で精一杯なのが現状。

条例に対し待ちの姿勢だと言われたが、我々は可能な範囲で意見を言ってきたということは理解してほしい。

我々も日常生活において人権侵害を受けても問題提起をすることなく丸まってしまっているところがある。人権侵害を行う個人に対してはまだしも、学校、施設、病院といった組織が相手となると何も言えなくなってしまう。人権救済条例はそのような時の後ろ盾として期待している。

まず福祉施策を充実させるべきで、強制的な条例のみで対応するのは妥当でないという意見には賛成する。

千葉県条例は、禁止行為が個別具体的に規定しており、そのように何が禁止されているのか誰もがわかることが重要。

障害者が意識を変えれば企業の意識を変えられる。社会に対して障害者側が声を出していくことが重要である。

「あなたにはこれだけのお金がかかっている」と自治体の担当者から言われたり「我慢しろ。慣れる」と福祉に携わる人から言われたりする。

ルールを決めれば解決するのかという疑問はあるが、ルールを決めれば守られる。最近は言わないと分からない人が多くなっているので、条文化して啓発する必要がある。

幼児などは周囲からの影響で「サングラスをかけている人は不審者」といった観念を持ってしまい、それを口にしたりすることがあるが、この事例の本質には、この条例では対応できない。出席者の方々は話し合いを求め、場合によっては制裁するといったこの条例による救済の方法を望んでいるのではなく、啓発や差別発言の背後にある本質の解決を求めていると思うが、必要と考える条例はどのようなイメージなのかを教えてほしい。

罰則を科すことについては疑問がある。もっとおだやかな解決方法がよい。加害者が無知であったことを知って自ら改めるような解決方法が望まれる。

不審者の例は人権侵害といえるかどうか疑問だが、話し合うなどのおだやかな解決が必要と思う。おだやかな解決を図る障害者のための人権救済条例が必要と思う。

念のために確認しておくが、この条例は侵害の事後的な救済が目的であり、人権尊重の施策推進や差別

禁止のための条例ではない。

われわれの会員の間でも意見が割れ、条例によって差別発言をしなければいいというように差別が潜在化するおそれがあるという意見があった。それでは差別は残ってしまう。

地域の相談員がきちんと機能するといったことが大事であるが、相談機関について市町村に問い合わせるとそれはインターネットに書いてあるから見てほしいといった対応をされることがあるが、そういったことも正していく必要がある。

条例を施行しても役に立たないという意見の理由が分からない。マイナス面ばかり指摘されることには疑問を持つ。

国の施策により障害者の自己負担が増している現実がある。

相談員制度があっても個人情報保護の壁があり、情報が得られない。また障害者は自ら声を出すことが難しい。条例があればそれを根拠に行動していくことができる。

望まれる救済は、障害の分野でこそ有効なものもあるだろうし、中には個々の障害によって有効であったりそうでなかったりするものもあるという感想を持つ。

参加者からの意見はゆるやかな解決が必要というものが大半だが、千葉県は相談員を改編して条例の中に組み込んでいる。一次的な対応は相談員に任ずという方針である。それに反し鳥取県では相談員制度の規定がなく、最初から事案の申立てによって救済していく方法となっている。

この委員会の役割は、いろんな意見を聞いていい条例を作るとのことだと思う。条例の中身が悪いから廃止するというのではなく前向きな議論を希望する。

条例は障害者の後ろ盾となるならば運用の仕方機能すると思う。しかし、加害者に反省しなさいではだめだと思う。施策の推進を行政に提言していく人権救済条例であれば活用できるのではないかと。

検討委員会は、議会で成立した条例に欠陥があるので当事者からのヒアリングをして見直ししている。弊害があるのでこの条例を廃止するか、廃止していいものを作っていく必要があるかどうかを検討している。

個人的には、障害者と子どもの問題については何らかの措置が必要と考えている。それは市民間に割って入るというより施策を行い支援していくものであるべき。

個人が対応できていないものをきちんと取り上げていくことは必要

(会長)委員会では、この条例はダメだというだけの答申は予定していない。

障害者や家族が相談しやすいのは、行政ではなく身近な人、共感してもらえる人である。現在、知的障害の相談の在り方を見直ししており、千葉の相談の体制が妥当かどうかは不明。障害者の相談内容等により体制づくりも違ってくると思われる。

相談員をしているが、待っていても対応できない。近隣の人には相談をしにくい現状がある。担当区域外からの電話相談がよくあるからもそう考えられる。普段から些細なことでも親身になって聞く、納得のいく解決ができる相談員であることをよく周知する必要がある。

人権救済条例の見直しは人権推進ではない。本日の出席者が望まれるのは、むしろ人権の推進、人権を尊重する社会づくりといったことのように感じる。

今の条例が予定している救済の方法は裁判によるのではなく、救済推進委員会が個別に解決する、場合によっては強制的に調査し、制裁を課すといった方法であるが、本当に有効であろうか。例えば会社に制裁がされると本人は会社に居づらくなるといったことはないだろうか。

知的障害の場合、職場で、条例の救済を求めてもかえって居づらくなるということはある。しかし、抑止力のない条例は想定できない。

出席者にとっての条例の意味は、禁止による啓発、抑止力ということであろうか。

訴えて行くところがあるということが大切である。そして抑止力が必要である。

出席者の方々の話を聞き、抑止力、啓発の必要性のほか、差別によって侵害されたときに回復を求めたい、権利を取り戻したいという思いがあるように感じた。

抑止力については、逆にこの条例によって日常の会話や表現行為を抑止されるのではないかという意見があった。

当事者が障害を盾にとっているのではないかという批判があったが、本当の願いは障害を理解してほしいということ。また画一的な平等ではなく、特性に応じた配慮をしてほしいということ。鳥取県の条例は千葉県のものとは比べ委員の数が少なく本当に個別の声を拾えるのかと感じる。

この条例は救済委員会が人権侵害ではないにもかかわらず人権侵害と判断するおそれが強調されているが、本来人権侵害であるものが人権侵害ではないと判断される問題もある。

時間をかけ、練りに練って良い条例としてもらいたい。

(会長) この検討の答申案づくりについて、そのたたき台の作成を始めたいと思う。何人かで集まって原案を作り、この会議で検討するということとしたい。

## (2) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成19年4月17日(火)午前10時から正午まで県庁第22会議室

(後に4月27日(金)午前10時から正午までに訂正された。)

イ 検討内容 人権救済制度の状況について(同和問題、疾病のある方などの人権問題について)